

武蔵野市 エネルギー地産地消プロジェクトに関する覚書（案）

件 名 武蔵野市 エネルギー地産地消プロジェクト

事業期間 覚書締結日から平成 33 年 3 月 31 日まで

武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）について、武蔵野市（以下「市」という。）と、〇〇〇〇株式会社グループ（幹事企業 〇〇〇〇株式会社、構成企業 〇〇〇〇株式会社、〇〇〇〇株式会社、〇〇〇〇株式会社）¹（以下「事業者」という。）とは、安全かつ安心なシステム整備及び各種業務の実施に向けて、積極的に民間ノウハウの活用を図り、効率的かつ効果的に本プロジェクトを遂行することを本プロジェクトの目的とする。市及び事業者は、本プロジェクトにおいて適正かつ確実な実施を図るために相互に協力するとともに、本プロジェクトの円滑な遂行に努めるものとし、各々の対等な立場における合意に基づき、以下の条項による公正な覚書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第 1 条（目的）

本覚書は、市及び事業者が相互に協力し、本プロジェクトを円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第 2 条（市及び事業者の趣旨の尊重）

- 1 市は、本プロジェクトが民間の企業によって、民間企業のノウハウや創意工夫を最大限に発揮されることを前提とし、事業者が求める趣旨を極力尊重するものとする。
- 2 事業者は、本プロジェクトが公共性を有することを十分に理解し、本プロジェクトの実施にあたっては、市が求める趣旨を最大限尊重するものとする。

第 3 条（秘密の保持）

- 1 市及び事業者は、各システム整備工事（第 10 条第 1 号及び第 2 号に掲げる工事をいう。以下同じ。）及び各業務（同条第 3 号から第 5 号までに掲げる業務をいう。以下同じ。）の履行に関して相手方当事者から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ、責任をもって管理し、各システム整備工事及び各業務の履行以外の目的で当該秘密情報を使用してはならない。
- 2 市及び事業者は、各システム整備工事の請負契約（以下「請負契約」という。）及び各業務の委託契約（以下「委託契約」という。）（以下「請負契約等」という。）に別段の定めがある場合を除いては、相手方当事者の事前の承諾なしに当該秘密情報を第三者に開

¹ 一者の事業者の場合は、一者の企業名と読み替えるものとする。

示してはならない。

- 3 次に掲げる情報は、第1項に規定する秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 開示の時点で公知となっている情報
 - (2) 相手方当事者から開示されるよりも前に自らが正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方当事者から開示された後に、市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (5) 市又は事業者が、請負契約等に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 4 第1項の規定にかかわらず、市及び事業者は、次に掲げる場合は相手方当事者の承諾なしに秘密情報を開示することができるものとする。この場合において、開示する秘密情報のなかに、事業者の営業ノウハウその他の開示されることにより市又は事業者の権利が著しく損なわれると認められるような情報が含まれる場合は、市及び事業者との間で事前に当該情報の取扱いについて協議する。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令、武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号）等の規定に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 市又は事業者が本プロジェクトに関連して業務を委託したアドバイザーに対して請負契約等に定める秘密保持義務と同等のものを課して開示する場合
 - (5) 市が本プロジェクトの業務を、事業者以外の第三者に委託し、若しくは請け負わせる場合の当該第三者に開示する場合又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
 - (6) 市が本プロジェクトに関して武蔵野市議会及び武蔵野市民に対する説明義務を果たすために必要な事項を開示する場合

第4条（覚書の有効期間）

本覚書の有効期間は、本覚書の締結の日から平成33年3月31日までとする。

第5条（権利義務の譲渡等）

- 1 事業者は、事前に市の承諾を得た場合を除き、本覚書上の地位又は本覚書により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。
- 2 事業者は、事前に市の承諾を得た場合を除き、事業者を構成する企業を変更してはな

らない。²

第6条（幹事企業³の役割等）

- 1 幹事企業は、本覚書、事業者が市に提示した提案書及び価格提案書（以下「プロジェクト提案書」という。）に基づき、本プロジェクトの事業期間（以下「事業期間」という。）にわたり、本プロジェクトを適正かつ確実に実現できるような仕組みを構築するとともに、その仕組みを維持更新するために必要な措置をとる役割及び義務を負うものとする。
- 2 幹事企業は、市との本覚書及び請負契約等の締結に係る窓口や事業者間の調整役としての役割を担うものとする。

第7条（事業者の役割等）

本プロジェクトの実施において、事業者は市との間で書面により別途合意した場合を除き、それぞれ、次に定める役割及び義務を負うものとする。

- (1) 事業者は、事業期間にわたり本プロジェクトを適正かつ確実に実施するために必要な措置をとらなければならない。
- (2) 事業者は、本覚書、請負契約等及びプロジェクト提案書に基づき、各整備工事及び各業務を適正かつ確実に実施しなければならない。
- (3) 事業者は、事業期間にわたり本プロジェクトを適正かつ確実に実施するために、各事業者の調整を円滑に行えるように協力しなければならない。

第8条（当事者が締結すべき契約）

市及び事業者は、本覚書の締結後、速やかに請負契約等に関する仕様等について協議を行い、請負契約等を締結する。

第9条（市議会の議決）

市及び事業者は、請負契約等の締結において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年3月武蔵野市条例第11号）第2条等の規定により武蔵野市議会の議決が必要とされる場合は、武蔵野市議会の議決を当該請負契約等の締結の条件とする仮契約を締結するものとする。

²一者の事業者の場合は、第5条第2項を条文から削除するものとする。

³一者の事業者の場合は、「幹事企業」を「事業者」と読み替えるものとする。

第10条（本プロジェクトの所掌分担⁴）

本プロジェクトにおける事業者の所掌分担は、次に定めるとおりとする。

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 蓄電池システム整備工事 | 〇〇〇〇株式会社 |
| (2) ビルエネルギーマネジメントシステム整備工事 | 〇〇〇〇株式会社 |
| (3) 面的利用拡大調査検討等業務 | 〇〇〇〇株式会社 |
| (4) 蓄電池システム等整備に伴う詳細設計業務 | 〇〇〇〇株式会社 |
| (5) 総合エネルギーマネジメント等業務 | 〇〇〇〇株式会社 |

第11条（各システム整備工事）

- 1 事業者のうち、システム整備工事を担当するものは、市と請負契約の締結後、速やかに各システム整備工事に着手し、契約の完了日までに試運転調整等を完了のうえ、システムを完成させ、市に引き渡す。

第12条（各業務の請負契約等）

事業者のうち、各業務を担当するものは、市と委託契約の締結後、速やかに各業務に着手し、契約の完了日までに成果品を完了させる。

第13条（本覚書の変更）

- 1 市は、本覚書を変更する必要があると認めるときは、変更内容を記載した書面を事業者に通知し、その変更を請求することができる。
- 2 事業者は、前項の書面を受領した日から14日以内に、変更に伴う措置及び期間等の変更の有無について、事業者内において検討し、検討結果を市に通知のうえ、市との間で協議を行うものとする。
- 3 前項の協議が調わない場合は、本プロジェクトが公共性と民間事業者の活用を図る趣旨を鑑みて、市が合理的な変更案を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。
- 4 本覚書の変更は、市及び事業者の書面による合意によらない限り、効力を生じないものとする。

第14条（債務不履行）

事業者は、本覚書上の義務を履行しないことにより市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

⁴ 一者の事業者の場合は、第1号から第5号までの条文を削除し、「本プロジェクトの所掌分担は、各システム整備工事及び各業務委託のすべてを事業者が担うものとする。」と読み替えるものとする。

第 15 条（関係者協議会の設置）

- 1 市及び事業者は、本プロジェクトを円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うことを目的とし、市及び事業者から構成される関係者協議会を設置するものとする。
- 2 関係者協議会については、幹事企業が開催日程や協議事項等を市と調整し、定期的を開催するものとする。

第 16 条（プロジェクトの構成企業の変更等の協議）⁶

- 1 事業者は、構成企業の変更等がある場合には、速やかにその内容の詳細を相手方当事者に通知し、相手方当事者との協議により合意を得たうえ、請負契約等を変更し、又は解除することができるものとする。この場合において、この項の規定は、請負契約等に定める市の解除権を何ら制限するものではない。
- 2 幹事企業は、前条の規定による市との協議に当たり、構成企業間を調整し、当該変更又は解除に係る提案を市に行うものとする。

第 17 条（構成企業の交替候補の選定）⁷

- 1 幹事企業は、前条第 1 項に定める場合において、市の要請により代替構成企業の候補を選定することに努めなければならないものとし、幹事企業が選定した代替構成企業の候補を代替構成企業として決定する場合は、市の承諾を得るものとする。
- 2 市は、前項の規定にかかわらず、自ら代替構成企業を選定することができるものとする。
- 3 幹事企業は、代替構成企業を決定するための費用を負担しなければならない。

第 18 条（構成企業の交替等の支援）⁸

- 1 幹事企業は、構成企業の交替等が円滑に行われるように事業者間の調整を図り、市が従来締結していた契約内容と比較して、市に不利益な変更等が生じないように調整しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による調整について誠実に対応するものとする。

第 19 条（準拠法及び管轄裁判所）⁹

- 1 本覚書は日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。
- 2 本覚書に関する紛争又は訴訟については、市の事務所の所在地を管轄する裁判所を合意による専属的管轄裁判所とする。

⁶ 一者の事業者の場合は、第 16 条を削除するものとする。

⁷ 一者の事業者の場合は、第 17 条を削除するものとする。

⁸ 一者の事業者の場合は、第 18 条を削除するものとする。

⁹ 一者の事業者の場合は、第 19 条を第 16 条に繰り上げるものとする。

第 20 (解釈) ¹⁰

本覚書に定めのない事項については、武蔵野市契約事務規則（昭和 39 年 5 月武蔵野市規則第 15 号）によるものとし、同規則に定めのない事項又覚書の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が協議して定めることとする。

以上、覚書締結の証として、本書〇通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 30 年 月 日

市 武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 松下 玲子

事業者（〇〇〇株式会社グループ）¹¹

幹事企業 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇株式会社
代表者 〇〇〇 〇〇〇〇

構成企業 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇株式会社
代表者 〇〇〇 〇〇〇〇

構成企業 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇株式会社
代表者 〇〇〇 〇〇〇〇

¹⁰ 一者の事業者の場合は、第 20 条を第 17 条に繰り上げるものとする。

¹¹ 一者の事業者の場合は、一者の企業名で本覚書に署名するものとする。